

# 山梨県公報

第二千四百六十七号

平成二十六年

十二月一日

月曜日

## 目次

### 告示

○県営土地改良事業計画の変更……………六七九  
○建築基準法に基づく道路位置指定……………六七九

### 公告

○平成二十六年毒物劇物取扱者試験の実施……………六七九  
○平成二十六年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………六八〇  
○包括外部監査人の監査の結果に基づく措置状況……………六八〇

### 監査委員

## 告示

### 山梨県告示第三百三十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(農地環境整備事業 帯那棚田の里地区)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。  
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十六年十二月一日

山梨県知事 横内正明

#### 一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

#### 二 縦覧期間

平成二十六年十二月二日から平成二十七年一月六日まで

#### 三 縦覧場所

甲府市役所

#### 四 異議申立期間

平成二十七年一月七日から同年一月二十一日まで

### 山梨県告示第三百三十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十二月一日

山梨県知事 横内正明

#### 一 指定の年月日

平成二十六年十二月一日

#### 二 指定道路の位置

中央市東花輪字整理地千二百八十九番六

#### 三 指定道路の幅員

最大幅員四・〇メートル 最小幅員四・〇メートル

#### 四 指定道路の延長

三十一・八二メートル

## 公告

### 平成二十六年毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第八条第一項第三号の規定により、平成二十六年毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成二十六年十二月一日

山梨県知事 横内正明

#### 一 試験日時

平成二十七年二月十四日(土) 午前十時から正午まで

#### 二 試験場所

甲府市池田一丁目六番一号 山梨県立大学池田キャンパス

#### 三 試験の種類

1 一般毒物劇物取扱者試験

2 農薬用品目毒物劇物取扱者試験

3 特定品目毒物劇物取扱者試験

#### 四 受験資格

学歴、年齢及び性別を問わない。

五 試験の方法及び科目

1 筆記試験

- (一) 毒物及び劇物に関する法規
- (二) 基礎化学
- (三) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

2 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法

六 受験願書の提出方法

各保健福祉事務所（保健所（支所を含む。以下同じ。））に提出すること。ただし、山梨県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生薬務課（甲府市丸の内一丁目六番一号）に提出すること。

七 受験願書の受付期間

平成二十七年一月五日（月）から同月十六日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとする。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、同月五日（月）から同月九日（金）までの消印のあるものを有効とする。

八 提出書類

1 受験願書

2 住民票（本籍が記載されたものであって、発行日から六月以内のものに限る。）

3 写真（出願前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像、縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのものであって、裏面に氏名を記載したものを願書の写真欄に貼り付けること。）

九 受験手数料

一万五百円（受験願書に一万五百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。）

手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

十 合格者の発表

平成二十七年三月十日（火）午前十時に県庁東側及び県内各保健福祉事務所（保健所）の掲示板並びに山梨県福祉保健部衛生薬務課のホームページにおいて受験番号で発表する。また、合格者には合格証書を交付する。

十一 問い合わせ先

詳細に関しては、山梨県福祉保健部衛生薬務課（電話〇五五―二二三―一四九二）に問い合わせること。

●平成二十六年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度  
 森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成二十六年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

平成二十六年十二月一日

山梨県知事 横内 正明

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、五八五・九一ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一七一・一六ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、一〇八・四〇ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	九五・三五ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鰍沢地区水源かん養保安林	一、七〇六・三五ヘクタール
鰍沢地区土砂流出防備保安林	一五〇・二五ヘクタール
鰍沢地区干害防備保安林	七・一二ヘクタール
鰍沢地区保健保安林	一一・五六ヘクタール
韮崎地区水源かん養保安林	一、〇五七・七三ヘクタール
韮崎地区土砂流出防備保安林	五六三・五一ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	六九四・四三ヘクタール
多摩川上流水砂流出防備保安林	一六・〇六ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一、一二三・二三ヘクタール
相模川中流水砂流出防備保安林	一六二・五三ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一二三・八〇ヘクタール
相模川上流水砂流出防備保安林	一六九・九九ヘクタール

監査委員

山梨県監査委員告示第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、包括外部監査人の監査の結果に基づく措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十六年十二月一日

山梨県監査委員

声 沢

幸 彦

同

中 井

孝 元

同

石 達

勝 徳

同

望 月

勝 徳

1 監査対象事項

県の保有する財産（主に建物及びインフラ資産）の管理について

2 監査の結果に関する報告の公表

平成26年4月15日付け山梨県公報号外第30号

3 監査の結果に基づき講じた措置の内容

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>1 公有財産管理システムへの登録内容の誤りについて（指摘事項） 公有財産台帳の期中建物価格は千円単位で登録すべきところ、北巨摩合同庁舎防災備蓄倉庫については、誤って円単位で登録されていた。公有財産台帳の内容確認の運用状況が適切かを確認すべきである。</p>	<p>誤りが判明した箇所については、速やかに台帳登録内容を訂正した。 今後は、管財課から各所属へ公有財産台帳の内容確認を依頼する際、金額の単位等の具体的な留意点を明示して注意喚起し、内容確認の適切な運用を行っていく。</p>
<p>2 公有財産台帳の移動更新の遅延について（指摘事項） 完成年月日が帰属する年度の翌年度に公有財産台帳の移動更新がされている建物が検出された。部門間の書類の受け渡しの不備、公有財産台帳の定期確認の不備が認められるため、改善が必要である。</p>	<p>今後は、年1回管財課から各所属へ公有財産台帳の内容確認を依頼する際、文書管理システムの電子文書送送機能を用いて移動報告事務の迅速・明確化を図ることなど事務処理方法の留意点を示して注意喚起し、内容確認の運用を適切に行っていく。</p>
<p>3 寄附書類の入手漏れについて（指摘事項） 山梨県公有財産事務取扱規則では、寄附により取得した資産は寄附者から提出された書類をもって公有財産台帳に登録することが定められているが、学校施設の中に、当該書類に基づかず登録されている建物が検出された。規則が遵守されるよう、事前に寄附者への働きかけを行うべきであった。</p>	<p>寄附書類の入手漏れをなくするため、各県立学校に適切な財産管理事務の徹底について通知するとともに、担当者会議において、公有財産の関係例規集と事務処理の流れについて周知徹底した。 また、学校施設課の事務担当者用に公有財産事例集を作成し、適切な事務処理を行っていく。</p>

<p>4 譲与により取得した土地の登録漏れについて(指摘事項)</p> <p>山梨県公有財産事務取扱要領によれば、譲与により取得した土地は、適正な時価額で公有財産台帳に登録されるべきであるが、学校施設課所管の土地に登録されていないものが検出された。規則等に従い、適切に公有財産台帳に登録すべきである。</p>	<p>登録漏れが判明した土地については、速やかに適正な時価額で公有財産台帳に登録した。</p> <p>また、学校施設課の事務担当者用に公有財産事例集を作成し、適切な事務処理を行っている。</p>
<p>5 公有財産移動報告書提出の遅延について(指摘事項)</p> <p>学校施設課所管の財産について、公有財産移動報告書の作成・提出の遅延及びこれに伴う公有財産台帳登録の遅延が検出された。山梨県公有財産事務取扱規則を改めて周知すべきである。また、年1回の公有財産台帳の内容確認が適切に実施されていない可能性もあるため、運用を徹底すべきである。</p>	<p>移動報告書の提出漏れをなくすため、各県立学校に適切な財産管理事務の徹底について通知するとともに、担当者会議において、公有財産の関係例規集と事務処理の流れについて周知徹底した。</p>
<p>6 特定公共賃貸住宅の入居促進について(指摘事項)</p> <p>特定公共賃貸住宅は、近年多くの空室が問題となっているが、入居者募集業務を受託する山梨県住宅供給公社のホームページ上には、間取りやモデル家賃等の情報は掲載されていない。公社に募集方法の改善を要請すべきである。</p> <p>また、相応の入居者募集努力をしてもなお空室が埋まらない場合は、当該特定公共賃貸住宅を家賃補助のある準特定優良賃貸住宅に転用するべきと考える。</p>	<p>公営住宅の入居基準を超える収入のある入居者へ特定公共賃貸住宅への入居をあっせんする等の募集努力を行ったが、需要が小さく空きを埋めるのが困難であるため、現に空室となっているものについては平成26年度中に準特定優良賃貸住宅に転用するとともに、今後更に空室が生じた場合も、速やかに転用していくこととした。</p>
<p>7 備品の除却漏れ及び備品管理シール添付漏れについて(指摘事項)</p> <p>県立高校の備品を調査したところ、除却漏れと備品管理シール添付漏れが検出された。各学校は、備品原簿と現物の照</p>	<p>県立学校を含む出先機関を対象とした財務事務研修会において、備品原簿と現物の差異があった場合の事務処理等につ</p>
<p>合を漏れなく行い、差異がある場合は除却などの手続を行うことが必要である。また、現物に備品管理シールが添付されていない場合は、新しいシールを添付する必要がある。実態に添じた備品の管理が適切に行われるよう、備品実査の留意点や重要性を改めて周知徹底させる必要がある。</p>	<p>いて徹底した。</p> <p>また、7月末日を基準日として実施する備品の現品確認にあたり、備品の適正管理について改めて周知徹底した。</p> <p>今後は、出納局が行う会計検査においても指導を行っていく。</p>
<p>8 学校施設の中長期保全計画の策定検討及び補修計画について(指摘事項)</p> <p>学校施設の劣化状況を集約的に把握し、予防保全の観点を取り入れた中長期的な保全計画の策定を検討すべきである。また、緊急度の高い劣化部分に対しては、優先度を決定する客観的な指標を策定し、補修方針を計画する必要がある。</p>	<p>学校施設の劣化状況については、建築基準法に基づく法定点検により早急に補修を要する箇所を把握しており、緊急度の高い劣化部分から優先的に補修している。</p> <p>この法定点検は安全性の観点を重視しているため、平成27年度中の策定が予定される「公共施設等総合管理計画」に基づき、学校施設に係る個別施設計画の策定検討と併せ、予防保全の観点を取り入れた保全のあり方について検討していく。</p>
<p>9 工作物の貸借対照表への未計上について(指摘事項)</p> <p>工作物は、平成24年度時点で貸借対照表には算入されておらず、財務書類上これに関する他の開示もなかった。県は十分な情報開示を自発的に行うため、工作物が貸借対照表に計上されていない旨や、金額等の情報も注記若しくは付属明細書で開示を行うべきであり、また、できるだけ早期に工作物について所定の評価を行い貸借対照表に計上することが望ましい。</p>	<p>平成24年度決算において、工作物について所定の評価を行い貸借対照表に計上し、平成26年3月に公表した。</p>